

清掃作業基準仕様書

鳥取県立鳥取盲学校

この仕様書は、清掃作業（以下「作業」という。）を示すものであり、現場の実情に応じ、軽微な事項は本書に明記していない事項であっても、委託者が美観又は建物管理上必要と認めた作業は、契約金額の範囲内で受託者はこれを実施する。

- 1 作業の対象は、別紙面積表及び校舎平面図のとおりとする。
- 2 作業に使用する材料は、すべて品質良好なものとする。
- 3 損害その他
 - (1) 建物、工作物、器具、備品等にき損を発見した時、又は損害を与えた時は、直ちに委託者に報告し、その指示を受けるものとする。
 - (2) 作業に当たっては、委託者の業務に支障を与えないものとする。
 - (3) じんあいを飛散させないものとする。
 - (4) 火気には特に留意し、引火性物質は使用しないものとする。
 - (5) 不衛生な措置をとらないものとする。

4 作業仕様

(1) 日常清掃

ア ちり払い

床、壁、天井等で、手の届く範囲は、ハタキ、電気クリーナー等を使用し、入念にちり払う。

イ 床掃除

掃き掃除は、電気クリーナー又は、ほうき等(ダスターモップ等も可)を使用し、備品類等で移動できるものは移動して入念に作業する。

ウ 便所掃除

床及び便器等を水洗いし、布拭きする。トイレットペーパー等は必要に応じて委託者から現品支給を受け、備え付けるものとする。

便所の汚物入れ等は、汚物を所定の場所に捨て、容器の内外を水洗いする。

便器、洗面台、流し類は、入念に水洗いの上、布ぶきする。

鏡は水ぶきのあと乾布で仕上げぶきをする。

エ その他

廊下、階段の手すりは乾布で入念に拭くこと。乾布で落ちにくい汚れは、水ぶき又は洗剤を使用して落とすこと。

窓わく、窓台等は必要に応じて雑きんぶきをする。

湯沸台、流し等は、実情に応じて水洗い又は雑きんぶきをする。

茶がら、紙くず等は所定の場所に捨て、容器は水洗いする。

壁面の汚れ部分は、乾布等で入念に拭き取るとともに、壁材に応じて洗剤等を使用する。

(2) 定期清掃

ア 照明器具、天井等のちり払いを行った後、ほうき、電気クリーナー、水ぶきモップ等で床面のじんあいを取り除き、付着している汚れを洗剤で落とし、うえてワックスを塗布する。

扉、壁等手あかのついた部分は、石けん水を使用し、入念に拭き取る。

出入口の握り手、引き手、階段手すり、蝶番の類は、それぞれの適当な材料をもって磨き、つや出しする。

イ カーペットタイルクリーニング

照明器具、天井のちり払いを行った後、電気クリーナー等で床面のじんあいを取り除いた後じゅうたん洗浄及び染み抜きを行う。

ウ 体育館の木製床へのワックス塗布は、床材への水分の影響を最小限に抑える方法で行う。

(3) 特別清掃

ア ガラスクリーニング(年1回)

全館のガラスを、両面とも水又は洗剤で汚れを取り、水切り等仕上げを行う。

イ フィルター清掃(年1回6月)

フィルターを取り外し、電気クリーナーで埃を取り除く。

5 作業従事者

作業従事者の配置にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 作業工程に支障が生じることのないよう適切な数の作業従事者を配置すること。
- (2) 日常清掃あるいは定期清掃、もしくは特別清掃における作業従事者には、常時雇用の障がい者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ）を1名以上配置すること。
- (3) 作業開始の前日までに作業従事者の氏名を記載した作業従事者配置表を委託者に提出すること。
- (4) 作業従事者配置表の提出時には、契約権限を委任された者が、作業従事者のうち障がい者である者について、常時雇用していること並びに障がい者であることを証明できる書類等の写しを担当者に提示し、確認を受けること。（写しの提出は不要）
なお、この確認ができない場合は、契約の解除条件となるものであること。
については、障がい者である者には、その旨事前に同意を得ておくこと。

校 舎 清 掃 面 積 表

1 日常清掃

廊下、階段	1回/週	1,203.00 m ²
事務室	1回/週	53.80 m ²
校長室	1回/週	30.00 m ²
応接室	1回/週	30.00 m ²
会議室	1回/週	62.00 m ²
便所	1回/週	169.00 m ²
湯沸室	1回/週	6.25 m ²
玄関・アプローチ	1回/週	36.22 m ²

2 定期清掃

ワックス清掃 (※印の部屋は、一部カーペットタイルクリーニング)

廊下、階段	8、3月	1,203.00 m ²
事務室	8、3月	53.80 m ²
食堂	8、3月	89.89 m ²
湯沸室	8、3月	6.25 m ²
相談室	8、3月	27.00 m ²
※校長室	8、3月	30.00 m ²
応接室	8、3月	30.00 m ²
教務室	8、3月	150.00 m ²
保健室	8、3月	46.50 m ²
会議室	8、3月	62.00 m ²
物療室	8、3月	26.76 m ²
治療室	8、3月	48.39 m ²
予診室	8、3月	28.14 m ²
待合室	8、3月	13.71 m ²
機能訓練室	8、3月	75.00 m ²
鍼灸室	8、3月	30.00 m ²
マッサージ室	8、3月	30.00 m ²
※コンピューター室	8、3月	44.00 m ²
被服室	8、3月	46.50 m ²
男子休養室	8、3月	15.50 m ²
女子休養室	8、3月	15.50 m ²
更衣ロッカー室	8、3月	31.77 m ²
食物室	8、3月	40.30 m ²
支援室	8、3月	31.00 m ²
カウンセラー室	8、3月	6.00 m ²
技術美術室	8、3月	51.60 m ²

進路相談室	8、3月	27.65 m ²
視聴覚室	8、3月	45.92 m ²
音楽室	8、3月	138.19 m ²
図書室	8、3月	61.50 m ²
※つくしんぼ教室	8、3月	30.00 m ²
プレイルーム	8、3月	92.40 m ²
体育館	8、3月	690.62 m ²

ワックス清掃(3月のみ)

小学部棟普通教室 (6)	3月	224.00 m ²
物理化学室	3月	45.16 m ²
理科準備室	3月	31.00 m ²
生物室	3月	46.50 m ²
作法室	3月	1.50 m ²
生理教室	3月	31.00 m ²
理療科準備室	3月	31.00 m ²
解剖室	3月	43.40 m ²
専攻科棟普通教室 (16)	3月	530.00 m ²
直観室	3月	22.42 m ²

3 特別清掃

エアコンフィルター掃除

全校舎	6月	96台
-----	----	-----

窓ガラスクリーニング

全校舎	3月	1,000.00 m ²
-----	----	-------------------------